

**全国厚生労働関係部局長会議  
年金局 説明資料**

**平成29年1月20日  
厚生労働省年金局**

# 目次

## I 制度部門

- 1. 公的年金制度の役割とこれまでの歩み ..... 3
- 2. 昨年成立した公的年金関係の法律 ..... 7
- 3. 私的年金の普及・拡充に向けた取組 ..... 19

## II 事業部門

- 1. 国民年金保険料の収納対策等について ..... 31
- 2. 国民年金等事務取扱交付金について ..... 34
- 3. 受給資格期間短縮について ..... 40
- 4. 公的年金分野でのマイナンバー利用等について ..... 45

# I 制度部門

# **1. 公的年金制度の役割とこれまでの歩み**

# 公的年金の規模と役割

## 国民

○公的年金加入者数(27年度末) 6,710万人

第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者



1,668万人



4,127万人



915万人

○受給権者数(26年度末) 3,991万人

・老齢基礎年金 (26年度)  
平均額:月5.7万円

・老齢厚生年金  
1人あたり平均額:月15.4万円  
(基礎年金を含む)



## 保険料

36.1兆円 (平成28年度予算ベース)

国民年金保険料 : 16,260円(H28.4~)

厚生年金保険料率: 18.182%(H28.9~)(労使折半)

Ex) 標準報酬月額が34万円であれば、30,909円  
(=34万円×18.182%×1/2)を、本人が月々負担。

※ 数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの

## 年金給付

54.8兆円 (平成28年度予算ベース)

参考) 国の一般歳出  
57.8兆円(平成28年度予算)

## 年金制度

国民年金

厚生年金

共済年金

年金積立金資産額  
(国民年金、厚生年金)  
(平成27年度末)  
142.7兆円(時価ベース)

## 国等

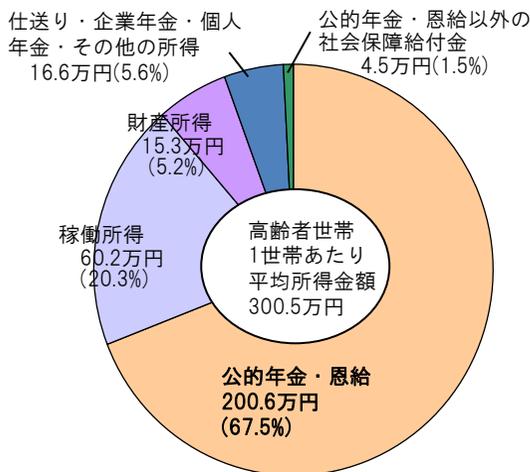
年金への  
国庫負担

12.4兆円  
(平成28年度  
予算ベース)

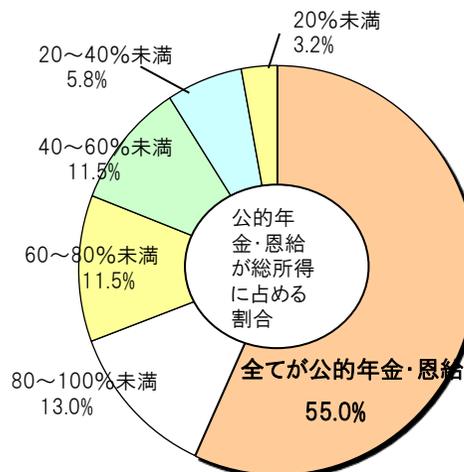
※ 保険料額・年金給付額・国庫負担額(平成28年度予算ベース)については、共済年金を含む公的年金制度全体の額を計上

## 年金の役割

### 年金は高齢者世帯の収入の7割



### 6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



### 地域経済を支える役割 (家計消費の2割が年金の地域も)

(対県民所得費上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
島根県(31.8%)	18.0%	23.5%
鳥取県(29.1%)	17.2%	21.2%
高知県(32.2%)	16.0%	19.4%
秋田県(32.6%)	16.0%	18.6%
愛媛県(29.8%)	15.8%	20.5%
長野県(29.2%)	15.7%	19.0%
奈良県(27.8%)	15.5%	21.5%

高齢化率:総務省「人口推計」(平成26年)

都道府県別年金総額:厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」(平成25年度)をもとに作成(厚生年金保険、国民年金及び福祉年金の受給者の年金総額)  
県民所得:家計最終消費支出:内閣府「県民経済計算」(平成25年度)

(資料)平成27年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

(資料)平成27年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

(注)両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

# 主な年金制度改革(年表)

制度の創成	昭和17(1942)年	労働者年金保険法の発足 (昭和19(1944)年に厚生年金保険法に改称)
	昭和29(1954)年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36(1961)年	<b>国民年金法の全面施行(国民皆年金)</b>
制度の充実	昭和40(1965)年	1万円年金
	昭和44(1969)年	2万円年金
	昭和48(1973)年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への 対応	昭和60(1985)年	<b>基礎年金の導入、給付水準の適正化等</b>
	平成 2(1990)年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成 6(1997)年	厚生年金(定額部分)支給開始年齢の引上げ等
	平成 9(1997)年	三共済(JR共済・JT共済・NTT共済)を厚生年金に統合
	平成12(2000)年	厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し(物価スライドのみ)等
	平成14(2002)年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16(2004)年	<b>上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引上げの法定化等</b>
	平成21(2009)年	臨時的な財源を用いた基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
平成24(2012)年	消費税収を財源とした基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、低所得・低年金高齢者等に対する福祉的な給付等	

# 社会保障・税一体改革の到達点と残された課題

## <到達点>

○ 平成16年改革による年金財政フレームの完成

- ① 基礎年金国庫負担割合1/2
- ② マクロ経済スライド

= 消費税引き上げ財源の充当と年金特例水準の解消により完成

○ 社会経済状態の変化に対応したセーフティネットの強化に着手

- ① 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、
- ② 低所得・低年金高齢者への福祉的給付

= 雇用基盤の変化や貧困・格差問題などの社会経済状況の変化に対応

## <残された課題>

【社会保障制度改革プログラム法】

- 長期的な持続可能性をより強固に
  - 社会経済状況の変化に対応したセーフティネット機能を強化
- 1 マクロ経済スライドによる年金の額の改定の仕組みの在り方
  - 2 短時間労働者に対する厚生年金等の適用範囲の拡大
  - 3 高齢期における職業生活の多様性、各人の状況を踏まえた年金受給の在り方
  - 4 高所得者の年金給付の在り方と公的年金等控除を含めた年金課税の在り方